

◆保税制度における一般的規制について

神戸税関監視部
保税総括部門



本日のご説明の流れ

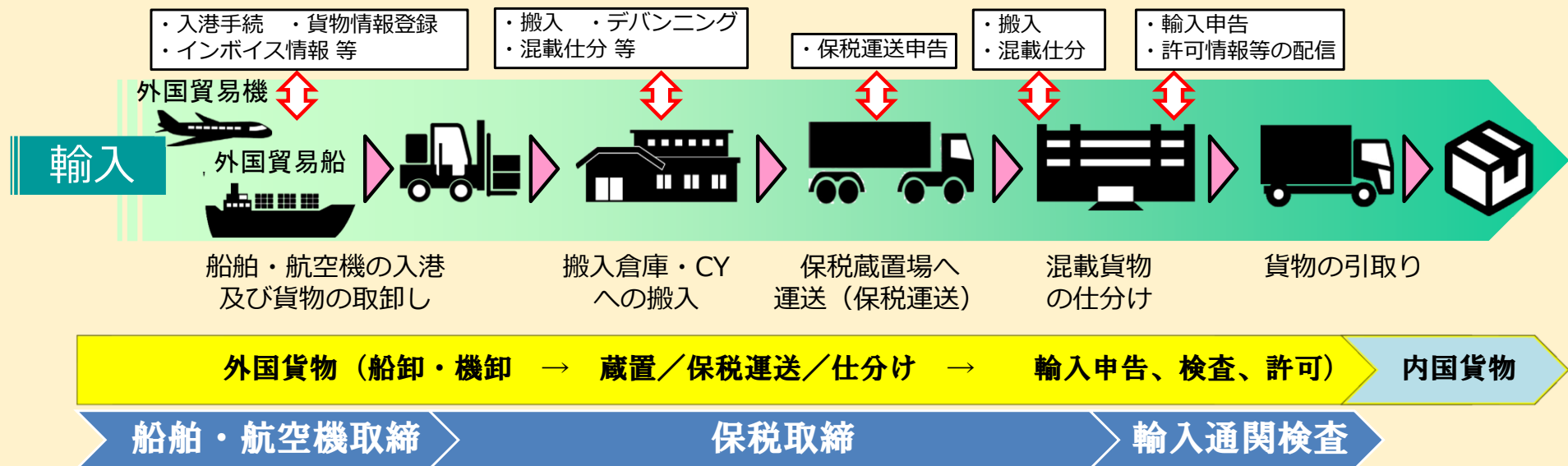
1. 輸出入手続きの流れ
2. 他所蔵置許可
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 関税納付義務
5. 見本の一時的持出
6. 貨物の取扱い
7. 貨物収容能力の増減
8. 保税運送

1. 輸出入手続きの流れ

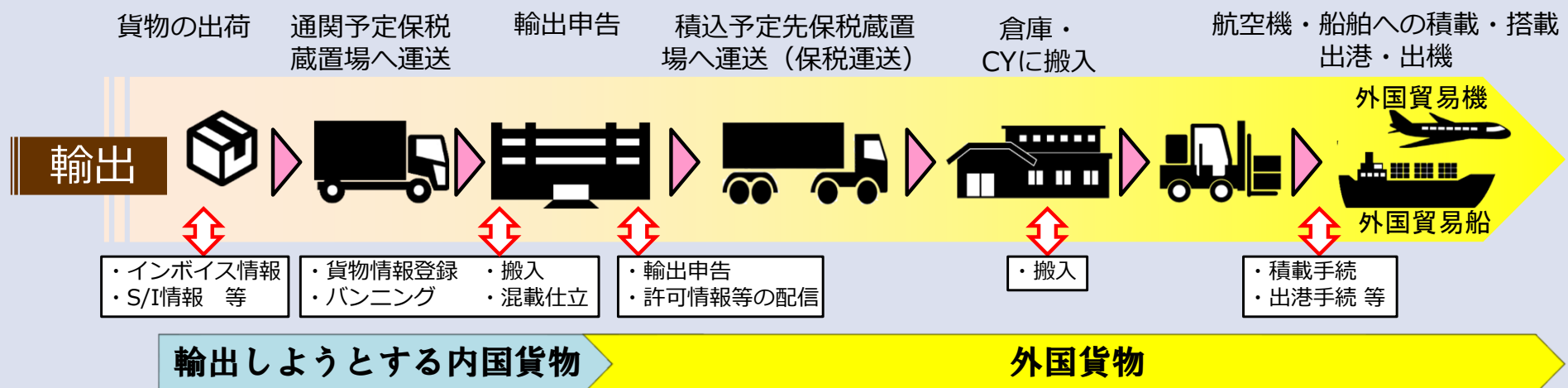
2. 他所蔵置許可
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 関税納付義務
5. 見本の一時持出
6. 貨物の取扱い
7. 貨物収容能力の増減
8. 保税運送

1. 輸出入手続きの流れ

外国貨物の輸入手続きの流れ



外国貨物の輸出手続きの流れ



1. 輸出入手続きの流れ

2. 他所蔵置許可

3. 外国貨物を置くことのできる期間

4. 関税納付義務

5. 見本の一時持出

6. 貨物の取扱い

7. 貨物収容能力の増減

8. 保税運送

2. 他所蔵置許可

外国貨物を置く場所の制限(法第30条第1項)

原則

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことはできない。

例外

- 難破貨物(第1号)
 - 遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物(関基30-1)
(単に航行の自由を失った船舶又は航空機に積まれていた貨物は含まれない)
- 保税地域に置くことが困難又は著しく不適当な貨物(第2号)
- 特定郵便物(※1)、刑事訴訟法の規定により押収された物件その他政令で定める貨物(第3号)
- 信書便物(※2)のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの(第4号)
- 特例輸出貨物(第5号)

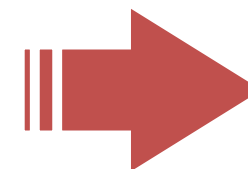
(※) 1 - 関税法第76条第5項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による通知に係る郵便物(輸入されるものに限る)
- 信書のみを内容とする郵便物
2 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項(定義)に規定する信書便物

2. 他所蔵置許可

保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物
⇒ 他所蔵置貨物（関基30-2）

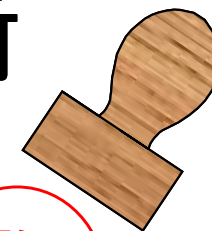
他所蔵置が認められる貨物

- ・ 巨大重量物
- ・ 大量貨物
- ・ 交通不便
- ・ 腐敗変質・他の貨物を汚損
- ・ 貴重品・危険物・生鮮食料品
- ・ 税関長がやむを得ないと認めたもの



場所・期間
を指定

税関長の許可



許可

他所蔵置の許可は、個々の貨物について保税地域以外の場所に置くことについての**禁止を解除するもの**であり、保税地域以外の場所について特例的に保税地域の機能を持たせるものではない。したがって、対象となる貨物が**物理的に保税地域に置くことが困難な貨物についてのみ**認められる。

2. 他所蔵置許可

保税蔵置場と他所蔵置の違い(法第36条)

	保 税 蔵 置 場	他 所 蔵 置
見 本 の 一 時 持 出 (法 第 3 2 条)	要許可	要許可
外 国 貨 物 の 廃 棄 (法 第 3 4 条)	要届出 要承認	要届出 要承認
保 税 蔵 置 場 の 許 可 を 受 け た 者 の 関 税 の 納 付 義 務 (法 第 4 5 条)	被許可者	被許可者
貨 物 の 取 扱 い (法 第 4 0 条)	内容点検、改装、仕分け等 (要記帳) 見本の展示、簡単な加工等 (要許可)	内容点検、改装、仕分け等 <u>(要届出)</u> 見本の展示、簡単な加工等 <u>(不可!)</u>

1. 輸出入手続きの流れ

2. 他所蔵置許可

3. 外国貨物を置くことのできる期間

4. 関税納付義務

5. 見本の一時的持出

6. 貨物の取扱い

7. 貨物収容能力の増減

8. 保税運送

3. 外国貨物を置くことのできる期間

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
指定・許可	財務大臣指定	税関長許可			
機能	外国貨物の積卸・一時蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	外国貨物の積卸・蔵置（点検、改装、仕分け、その他の手入れ、税関長の許可を受けた見本展示・簡単な加工）	保税作業（加工・製造、改装、仕分け、その他の手入れ）	展示場を使用 積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・展示・使用・その他類似行為	積卸・運搬・蔵置・点検・改装・仕分け・その他の手入れ・加工・製造・展示・使用
許可期間		10年以内 （実務上6年）	10年以内 （実務上6年）	博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間	10年以内 （実務上6年）
蔵置期間	搬入から1ヵ月	・搬入から3ヵ月 ・最初に蔵入承認した日から2年 （延長可）	・搬入から3ヵ月 ・移入承認した日から2年 （延長可）	税関長が指定する期間	・搬入から3ヶ月 ・総保入承認した日から2年 （延長可）

3. 外国貨物を置くことのできる期間

蔵入承認（保税蔵置場）と移入承認（保税工場）の違い

蔵入承認 【法第43条の2】

最初に蔵入承認を受けてから2年間（通算2年）のみ蔵置可能



A保税蔵置場
搬入から3ヵ月
(蔵入承認)

(例)1年後保税運送

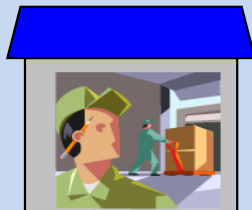


B保税蔵置場
搬入から3ヵ月
(蔵入承認)

「最初」に蔵入承認を受けた日から2年を経過する日まで蔵置可能

移入承認 【法第57条】

他の保税工場での蔵置期間は加算されない



C保税工場
搬入から3ヵ月等
(移入承認)

(例)1年後保税運送



D保税工場
搬入から3ヵ月等
(移入承認)

2年間蔵置可能

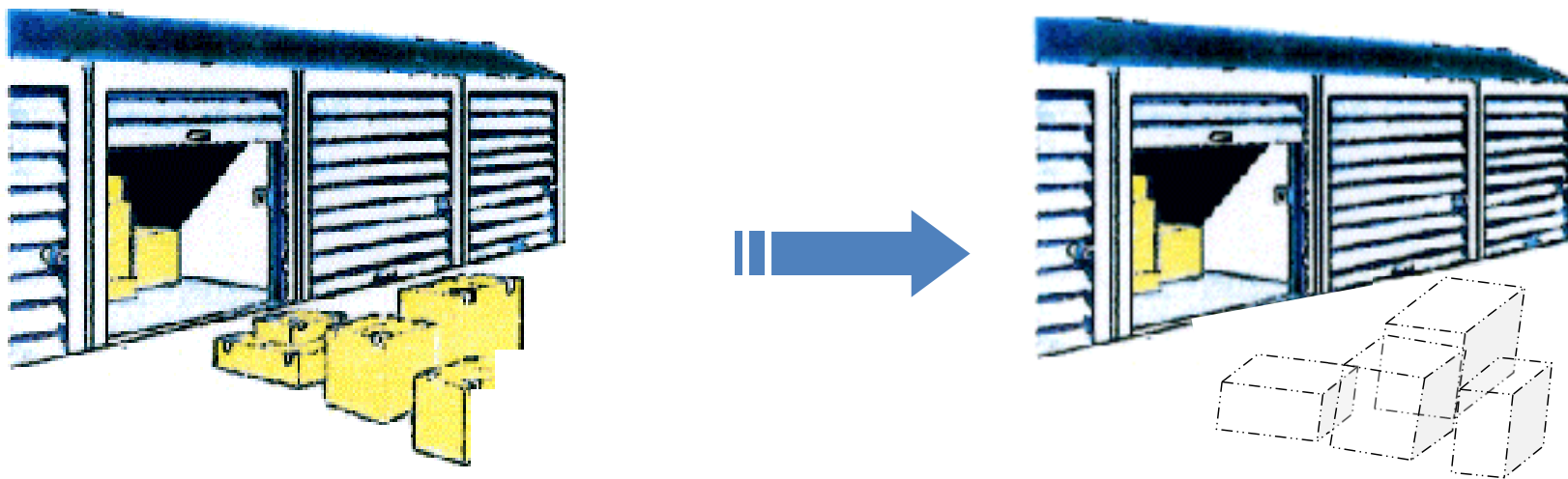
1. 輸出入手続きの流れ
2. 他所蔵置許可
3. 外国貨物を置くことのできる期間
- 4. 関税納付義務**
5. 見本の一時持出
6. 貨物の取扱い
7. 貨物収容能力の増減
8. 保税運送

4. 関税納付義務

関税納付義務（関税法第45条（抜粋））

保税蔵置場にある外国貨物（輸出許可を受けた貨物を除く。）が、**亡失**し、又は**滅却**されたときは、当該**保税蔵置場の許可を受けた者**から直ちにその**関税を徴収**する。

※法第45条は保税蔵置場についての規定であるが、他の保税地域等において準用されている。
（法第41条の3、法第61条の4、法62条の7、法62条の15、法36条）



4. 関税納付義務

外国貨物の亡失の意義及び取扱い① (関税法基本通達45-1(→23-9))

亡失とは

原則として、**貨物が物理的に存在しなくなることをいい、**その原形をある程度とどめている場合であっても、その課税物品の本来の性質、形状、商品価値等を失い、これを事故前の状態に復元するには、新たに製造する場合と同等の行為を要すると認められる状況にある場合をいう。

4. 関税納付義務

外国貨物の亡失の意義及び取扱い① (関税法基本通達23-9, 45-1)

例外

- ・あらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合
- ・災害その他やむを得ない事情により亡失した場合

「災害」とは、震災、風水害等の天災、又は火災その他人為的災害で自己の責任によらないもの
「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずるような理由

誤送や窃盗による盗難は「その他やむを得ない理由」に該当しない！

なぜか？



倉主には貨物の保全義務があるから

1. 輸出入手続きの流れ
2. 他所蔵置許可
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 関税納付義務
- 5. 見本の一時的持出**
6. 貨物の取扱い
7. 貨物収容能力の増減
8. 保税運送

5. 見本の一時持出

(関税法第32条)

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

【ポイント】

- 見本の一時的持出しが認められる外国貨物は、課税上問題が無く、かつ、少量のものに限られる。
- 見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に元の保税地域に戻し入れるのが原則。
 - ※ 但し、例外として、税関長の指定する期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合は戻し入れ不要。

1. 輸出入手続きの流れ
2. 他所蔵置許可
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 関税納付義務
5. 見本の一時的持出
- 6. 貨物の取扱い**
7. 貨物収容能力の増減
8. 保税運送

6. 貨物の取扱い

(関税法 第40条) ※法第49条により「保税蔵置場」にも準用

第1項

指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、…これら貨物の内容の点検又は改装、仕分け その他の手入れをすることができる。

第2項

前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工 その他これらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

6. 貨物の取扱い

貨物の取扱いができる行為（関税法第40条、関税法基本通達40-1）

第1項【自主管理】

- (1) 内容点検
開披して内容品の品質又は数量を点検し、又はその機能について簡単な点検を行うこと
- (2) 改 装
包装を改める行為
- (3) 仕分け
貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等の分類、選別すること
- (4) その他の手入れ
 - ・貨物の記号、番号の刷換え
 - ・貨物の現状を維持するための錆みがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ
 - ・原産地虚偽又は誤認表示された貨物について、その表示の抹消・取りはずし作業 等

第2項【要許可】

- (5) 見本の展示
注文の取り集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供すること
- (6) 簡単な加工
単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの
- (7) その他これらに類するもの
輸出しようとする貨物のうち破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること 等

1. 輸出入手続きの流れ
2. 他所蔵置許可
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 関税納付義務
5. 見本の一時的持出
6. 貨物の取扱い
- 7. 貨物収容能力の増減**
8. 保税運送

7. 収容能力の増減・工事届

貨物の収容能力の増減等（関税法第44条第1項）

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改装、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。

例外

《工事に関して…》

その工事の内容が単なる補修工事又はこれに類するものであって、その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がないとき



届出不要

ですが、判断が難しい時は確認を！

1. 輸出入手続きの流れ
2. 他所蔵置許可
3. 外国貨物を置くことのできる期間
4. 関税納付義務
5. 見本の一時持出
6. 貨物の取扱い
7. 貨物収容能力の増減
- 8. 保税運送**

8. 保税運送

(関税法 第63条 第1項)

外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置許可を受けた場所相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。

(関税法 第63条 第4項)

税関長は、第1項の承認をする場合においては、相当と認められる運送の期間を指定しなければならない。

【ポイント】

➤ 保税運送は、特定の場所相互間を指定された期間内で運送する場合のみ認められる。

※運送期間指定後に災害その他やむを得ない事由が生じたため必要があると認めるときは、税関長はその指定した運送期間を延長することができる。

8. 保税運送

(関税法 第65条 第1項)

運送の承認を受けて運送された外国貨物がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。

【参 考】

- ・ 未到着または亡失した外国貨物が輸出許可済み貨物である場合は、関税徴収は行わない(関基65-1)。
- ・ 運送途中の外国貨物が亡失した際、その理由が災害その他やむを得ない場合、またはあらかじめ税関長の承認を受けて減却された場合には関税徴収は行わない。
- ・ 運送先の保税地域に到着し搬入した後は、その外国貨物の関税納付義務は倉主に移転する。
その外国貨物が亡失、又は税関に承認を受けずに減却された場合には、倉主から直ちにその関税を徴収することとなる。(関税法第45条等)

8. 保税運送

【お願い】保税運送貨物の搬入に際して

① 運送承認期間の確認

個数、重量、記号番号などだけでなく、保税運送承認書の運送承認期間も確認願います。

② 税関シールが施封されたコンテナについて

シールを切る際には原則、税関が立会いますので税関から連絡があるまでシールを切らないでください。

8. 保税運送

(税関シール)



『JAPANESE
CUSTOMS』
と通し番号の刻印あり

ご清聴ありがとうございました。



カスタムくん